

## 令和5年分 「定期報告書」提出のお願い

家畜の所有者は、家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づき、毎年2月1日時点の飼養状況について、都道府県知事(家畜保健衛生所)に報告する必要があります。

家畜の所有者とは、牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者。

その飼養頭羽数及び飼養目的(畜産業、教育(学校動物)、愛玩用(ペット)、観賞用、展示(動物園等)、競技など)にかかわらず全ての所有者に報告の義務があります。

【提出書類】 (令和5年2月1日時点の状況について記入してください)

### 1 定期報告書

#### 1) 基本情報

(家畜の所有者(管理者)名・農場の所在地・飼養頭羽数等)

#### 2) 飼養衛生管理基準の順守状況

(所有家畜ごとに自己チェック、小規模所有者は提出不要)

### 2 添付書類 (小規模所有者は提出不要)

農場の平面図、消毒設備の設置状況、家畜の飼養密度、埋却用地の確保状況、飼養衛生管理マニュアルなど

【提出期限】 令和5年4月15日 (鶏等は6月15日) となっておりますが、

**令和5年3月31日まで**

**の提出にご協力ください。**

(忘れずに！早めの提出をお願いします。)

※ 郵送等にて家畜保健衛生所に提出をお願いします。



ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

☆報告書の

提出(郵送)先

及び 問合せ先

〒 509-7203

恵那市長島町正家後田1067-71

恵那総合庁舎

岐阜県 東濃家畜保健衛生所 あて

電話 0573-26-1111 (内線:394)

※来所される場合は、平日午前8時半から午後5時15分の間をお願いします。



# 「定期報告書」 提出書類について

## 【配布用紙】

① 「定期報告書」:

1. 基本情報

② 2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

(様式が少し変わりました)

② -(1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

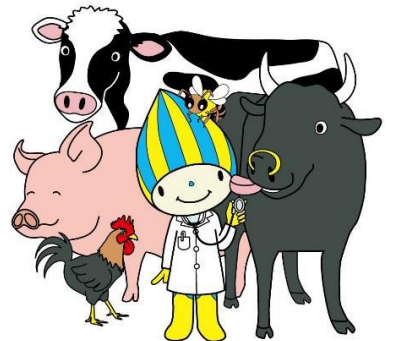
② -(2) 豚及びいのししの場合

② -(3) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥  
及び七面鳥の場合

② -(4) 馬の場合

③ 添付書類: 1農場の平面図

④ 添付書類: 2~9



※1 ①及び②については、必ず提出してください。

※2 ②については、飼養している家畜の種類用の紙について、提出してください。

※3 ④-8 農場ごとに作成していただいた  
「飼養衛生管理マニュアル」を1部提出してください。

※4 小規模所有者については、①のみ提出してください。

小規模所有者とは下記の頭羽数の家畜の所有者を言います。

- ・ 牛、水牛及び馬の場合: 1頭
- ・ 鹿、めん羊、山羊、豚、いのししの場合: 6頭未満(1~5頭)
- ・ あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合: 100羽未満(1~99羽)
- ・ だちょうの場合: 10羽未満(1~9羽)